

令和8年6月18日招集

# 陸前高田市議会定例会提出議案等

陸 前 高 田 市

陸前高田市議会定例会提出議案等

番 号	件 名
報 告 第 1 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について
報 告 第 2 号	令和7年度陸前高田市一般会計繰越明許費繰越計算書
報 告 第 3 号	令和7年度陸前高田市一般会計事故繰越し繰越計算書
報 告 第 4 号	令和7年度陸前高田市水道事業会計予算繰越計算書
報 告 第 5 号	令和7年度陸前高田市下水道事業会計予算繰越計算書
議 案 第 1 号	令和7年度陸前高田市一般会計補正予算（第9号）の専決処分について
議 案 第 2 号	陸前高田市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
議 案 第 3 号	陸前高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
議 案 第 4 号	固定資産評価員の選任について
議 案 第 5 号	財産の取得について
議 案 第 6 号	財産の取得について
議 案 第 7 号	財産の取得について
議 案 第 8 号	陸前高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

番 号	件 名
議案第9号	陸前高田市印鑑条例及び陸前高田市手数料条例の一部を改正する条例
議案第10号	陸前高田市農林水産業振興基金条例の一部を改正する条例
議案第11号	陸前高田市介護保険条例の一部を改正する条例
議案第12号	令和8年度陸前高田市一般会計補正予算（第1号）
議案第13号	令和8年度陸前高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第14号	令和8年度陸前高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第15号	令和8年度陸前高田市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第16号	令和8年度陸前高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

報告第1号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について

民間車両と市工作物の接触事故による損害賠償事件に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月18日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

陸前高田市専決第2号

専 決 処 分 書

民間車両と市工作物の接触事故による損害賠償事件に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

- 1 損害賠償及び和解の相手方  
陸前高田市 個人
- 2 法律上市の義務に属する損害賠償の額  
金81,592円
- 3 法律上相手方の義務に属する損害賠償の額  
金27,500円

令和8年3月23日

陸前高田市長 佐々木 拓

## 令和7年度陸前高田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	財産管理事務費	円 58,001,000	円 51,621,000	円 -	繰入金 51,621,000	円 -
2 総務費	1 総務管理費	企画総務事務費	1,800,000	1,800,000	-	-	1,800,000
2 総務費	1 総務管理費	がんばる起業 者費 育成支援事業費	1,500,000	1,500,000	-	繰入金 1,500,000	-
2 総務費	1 総務管理費	地域脱炭素 推進事業費	118,387,000	118,387,000	-	国庫支出金 118,387,000	-
2 総務費	1 総務管理費	防災課管理事業費	12,000,000	12,000,000	-	国庫支出金 6,000,000	6,000,000
2 総務費	1 総務管理費	防災行政無線等 維持管理事業費	2,585,000	2,585,000	-	-	2,585,000
2 総務費	1 総務管理費	新エネルギー設備 導入促進事業費	3,200,000	800,000	-	-	800,000
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て 応援手当支給事業費	101,000	101,000	101,000	-	-
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計補助金	47,190,000	47,190,000	47,190,000	-	-
4 衛生費	1 保健衛生費	斎苑維持管理事業費	116,329,000	49,929,000	-	繰入金 49,929,000	-
6 農林 水産業費	3 水産業費	地域水産物供給 基盤整備事業費	30,100,000	30,100,000	-	県支出金 15,000,000 市債 15,000,000	100,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源	
			円	円	円		円	円
7 商工費	1 商工費	中小企業設備投資 促進事業費	5,000,000	1,266,000	-	繰入金	1,266,000	-
7 商工費	1 商工費	物価高騰対策 地域経済活性化 支援事業費	201,000,000	24,077,000	24,077,000	-	-	-
7 商工費	1 商工費	観光推進事業費	4,000,000	4,000,000	-	-	-	4,000,000
7 商工費	1 商工費	観光物産施設 管理事業費	9,240,000	9,240,000	-	市債	8,500,000	740,000
8 土木費	2 道路橋梁費	市道改良舗装事業費	317,700,000	314,100,000	-	国庫支出金	177,051,000	2,249,000
						市債	134,800,000	
8 土木費	3 河川費	河川改修事業費	81,800,000	75,268,000	-	市債	75,200,000	68,000
8 土木費	5 住宅費	空家等対策事業費	9,020,000	8,800,000	-	国庫支出金	4,399,000	4,401,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設単独 災害復旧事業費	38,500,000	37,000,000	-	市債	36,900,000	100,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋梁単独 災害復旧事業費	71,500,000	41,000,000	-	市債	41,000,000	-
合計			1,128,953,000	830,764,000	71,368,000	国庫支出金	305,837,000	22,843,000
						県支出金	15,000,000	
						繰入金	104,316,000	
						市債	311,400,000	

令和8年6月18日提出

令和7年度陸前高田市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 負担行 為額	翌 繰 越 額	左の財源内訳			説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未 収入 特定財源	一般 財源		
2 総務費	1 総務管理費	地域脱炭素 推進事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	ホテル工事に遅れが生じ、年度内に完了することが困難となったため。
			90,000,000	5,341,000	84,659,000	-	84,659,000	-	国庫支出金	84,659,000	-	
10 教育費	2 小学校費	小学校改修 事業	円	円	円	円	円	円	国庫支出金	31,752,000	-	資機材の納入に遅れが生じ、年度内に完了することが困難となったため。
			352,000,000	140,800,000	211,200,000	-	211,200,000	-	繰入金	179,448,000	-	
合計			442,000,000	146,141,000	295,859,000	-	295,859,000	-	国庫支出金	116,411,000	-	
									繰入金	179,448,000	-	

令和8年6月18日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

令和7年度陸前高田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳						不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の 購 入 限 度 額	説 明		
						国 庫 補 助 金	一 般 会 計 補 助 金	企 業 債	負 担 金	補 償 金	損 益 勘 定 留 保 資 金					
1	水道事業 資本的支出	1	建設 改良費	金成水源地 浄水場新築事業	310,000,000	-	310,000,000	79,315,000	-	230,600,000	-	-	85,000	-	-	現地調査の結果、設計見直しが必要なことが判明し、年度内に完了することが困難となったため。
1	水道事業 資本的支出	1	建設 改良費	水道施設中央監視システム更新事業	51,920,000	-	51,920,000	-	-	-	-	-	51,920,000	-	-	通信設備の納入に遅れが生じ、年度内に完了することが困難となったため。
合 計			361,920,000	-	361,920,000	79,315,000	-	230,600,000	-	-	-	52,005,000	-	-		

令和8年6月18日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

令和7年度陸前高田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支 払 義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳						不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の 購 入 限 度 額	説 明
						国 庫 補助金	一般会計 補 助 金	企業債	負担金	補償金	損益勘定 留保資金			
公共下水道 1 事業 資本的支出	1 建設 改良費	浄化センター 耐震補強事業	円 76,000,000	円 5,800,000	円 69,562,000	円 28,750,000	円 -	円 28,700,000	円 -	円 -	円 12,112,000	円 638,000	円 -	下水道施設の耐震基準変更に伴い設計内容の見直しが必要となったことから、年度内に完了することが困難となったため。
合 計			76,000,000	5,800,000	69,562,000	28,750,000	-	28,700,000	-	-	12,112,000	638,000	-	

令和8年6月18日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

議案第2号

陸前高田市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

陸前高田市市税条例等の一部を改正する条例（令和8年条例第9号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和8年6月18日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

陸前高田市専決第4号

専 決 処 分 書

陸前高田市市税条例等について、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、  
所要の改正をしなければならないが、同条例の施行上急施を要し、議会を招集して議  
決を求める暇がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、陸前高田市市  
税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

陸前高田市長 佐々木 拓



号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第79条の7第1項の申告書、第94条第1項若しくは第2項の申告書又は第127条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)~(6) \ \ \ (略)

(所得割の課税標準)

第34条 \ \ \ (略)

2 \ \ \ (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第36条の2において「特定配当等」という。) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4~6 \ \ \ (略)

(寄附金税額控除)

第35条の6 \ \ \ (略)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(市民税の申告)

第38条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条

号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) \_\_\_\_\_ 第94条第1項若しくは第2項の申告書又は第127条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)~(6) \ \ \ (略)

(所得割の課税標準)

第34条 \ \ \ (略)

2 \ \ \ (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び \_\_\_\_\_ 第36条の2において「特定配当等」という。)(同

号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4~6 \ \ \ (略)

(寄附金税額控除)

第35条の6 \ \ \ (略)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(市民税の申告)

第38条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条



(3)及び(4) \ \ \ (略)

2～4 \ \ \ (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第54条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 \ \ \ (略)

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第38条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第54条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3)及び(4) \ \ \ (略)

2～4 \ \ \ (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第54条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 \ \ \ (略)

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第38条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支

法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第26条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第54条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第26条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支

払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 \ \ \ (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第64条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地 \_\_\_\_\_にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(軽自動車税の納税義務者等)

第78条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合は、第1項の規定にかかわらず、その使用者に \_\_\_\_\_課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第79条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、

払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 \ \ \ (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8 \_\_\_\_\_において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第64条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地 \_\_\_\_\_又は家屋にあつては30万円 \_\_\_\_\_、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(軽自動車税の納税義務者等)

第78条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合は、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第79条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなし

買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合は、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（軽自動車税を課さない軽自動車等）

第79条の3 、、、（略）

（環境性能割の課税標準）

第79条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第79条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第79条の6 環境性能割の徴収については、

て、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を \_\_\_\_\_ 軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

（軽自動車税を課さない軽自動車等）

第79条の3 、、、（略）

第79条の4から第79条の9まで 削除

申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第79条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第79条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第79条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第87条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項は、規則で定める。

(種別割の税率)

第80条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 、、、(略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第81条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。

(種別割の徴収方法)

第83条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第85条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から

(軽自動車税の税率)

第80条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 、、、(略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第81条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収方法)

第83条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第85条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から

1 5日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 \ \ \ (略)

(種別割)に係る不申告等に関する過料)

第86条 \ \ \ (略)

2及び3 \ \ \ (略)

(種別割)の減免)

第86条の2 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)~(8) \ \ \ (略)

3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第87条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

1 5日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 \ \ \ (略)

(軽自動車税)に係る不申告等に関する過料)

第86条 \ \ \ (略)

2及び3 \ \ \ (略)

(軽自動車税)の減免)

第86条の2 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)~(8) \ \ \ (略)

3 第1項の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第87条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)及び(2) \、\、 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) \、\、 (略)

3 \、\、 (略)

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第88条 \、\、 (略)

2 法第445条の規定又は第78条第3項た

(1)及び(2) \、\、 (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) \、\、 (略)

3 \、\、 (略)

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定により軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第88条 \、\、 (略)

2 法第445条若しくは第78条第2項た

だし書若しくは第79条の2の規定により種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条の規定又は第78条第3項ただし書若しくは第79条の2の規定により種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 、、、(略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8及び9 、、、(略)

#### 附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年まで

し書又は第79条の2の規定により軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第78条第2項ただし書又は第79条の2の規定により軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 、、、(略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8及び9 、、、(略)

#### 附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

の各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第36条及び第36条の2第1項の規定の適用については、第36条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第36条及び第36条の2第1項の規定の適用については、第36条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第36条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第35条の6の規定の適用を受け

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には

\_\_\_\_、法附則第5条の4第5項\_\_\_\_(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第36条及び第36条の2第1項の規定の適用については、第36条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項\_\_\_\_」と、第36条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項\_\_\_\_」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第35条の6の規定の適用を受け



定による申告特例通知書の送付があった場合  
(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項

に規定するところにより  
控除すべき額を、第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 \ \ \ (略)

2 \ \ \ (略)

3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。

4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例

定による申告特例通知書の送付があった場合  
(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3

第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 \ \ \ (略)

2 \ \ \ (略)

3 法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。

4 法附則第15条第20項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第21項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第21項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第21項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例

で定める割合は、7分の6とする。

- 15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 21 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 27及び28 \ \ \ (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 \ \ \ (略)

2～6 \ \ \ (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) \ \ \ (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐

で定める割合は、5分の3とする。

- 15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

18 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

19 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

22 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

23 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

24及び25 \ \ \ (略)

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 \ \ \ (略)

2～6 \ \ \ (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) \ \ \ (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐

震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 、、、(略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 、、、(略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 、、、(略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 、、、(略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 、、、(略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 、、、(略)

11 、、、(略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 、、、(略)

震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 、、、(略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 、、、(略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 、、、(略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 、、、(略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 、、、(略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 、、、(略)

11 、、、(略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 、、、(略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 、、、(略)

13及び14 、、、(略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) 、、、(略)

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である

旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 、、、(略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)~(6) 、、、(略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 、、、(略)

13及び14 、、、(略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) 、、、(略)

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 、、、(略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

(4)~(6) 、、、(略)

第15条の2から第15条の6まで 削除

- 2 岩手県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 岩手県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第79条の7第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。  
（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）
- 第15条の3 市長は、当分の間、第79条の9の規定にかかわらず、岩手県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。  
（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）
- 第15条の4 第79条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「岩手県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として、県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第79条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第79条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する\_\_\_\_車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第80条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

～(略)～

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第80条の規定の適用については、当該軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日まで\_\_\_\_の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税\_\_\_\_の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税\_\_\_\_に係る第80条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

～(略)～

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第80条の規定の適用については、当該軽自動車令和4年4月1日から令和10年3月31日まで\_\_\_\_の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税\_\_\_\_に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

～ (略) ～

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第80条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第80条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第81条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期

～ (略) ～

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項 \_\_\_\_\_ に規定するガソリン軽自動車（以下この項 \_\_\_\_\_ において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第80条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和8年度分

\_\_\_\_\_ の軽自動車税 \_\_\_\_\_ に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

（軽自動車税 \_\_\_\_\_ の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の \_\_\_\_\_ の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項 \_\_\_\_\_ の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の \_\_\_\_\_ の額について不足額があることを第81条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期

日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 8 5 条及び第 8 6 条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 1 0 0 分の 3 5 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第 1 6 条の 3 \ \ \ (略)

2 \ \ \ (略)

- 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) \ \ \ (略)

(2) 第 3 5 条の 5 から第 3 6 条まで、第 3 6 条の 2 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 3 5 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 6 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 5 条の 6 第 1 項前段、第 3 6 条、第 3 6 条の 2 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 6 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 5 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 6 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) \ \ \ (略)

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第 1 6 条の 4 \ \ \ (略)

2 \ \ \ (略)

- 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) \ \ \ (略)

(2) 第 3 5 条の 5 から第 3 6 条まで、第 3 6 条の 2 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 3 5 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 6 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 5 条の 6 第 1 項前段、第 3 6 条、第 3 6 条の 2 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに

日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第 8 5 条及び第 8 6 条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額の額は、同項の不足額に、これに 1 0 0 分の 3 5 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第 1 6 条の 3 \ \ \ (略)

2 \ \ \ (略)

- 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) \ \ \ (略)

(2) 第 3 5 条の 5 から第 3 6 条まで、第 3 6 条の 2 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 3 5 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 6 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 5 条の 6 第 1 項前段、第 3 6 条、第 3 6 条の 2 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 6 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 5 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 6 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) \ \ \ (略)

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第 1 6 条の 4 \ \ \ (略)

2 \ \ \ (略)

- 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) \ \ \ (略)

(2) 第 3 5 条の 5 から第 3 6 条まで、第 3 6 条の 2 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 3 5 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 6 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 5 条の 6 第 1 項前段、第 3 6 条、第 3 6 条の 2 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに

附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 、、、(略)

4 、、、(略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 、、、(略)

2 、、、(略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 、、、(略)

(2) 第35条の5から第36条まで、第36条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第36条、第36条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 、、、(略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の

附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 、、、(略)

4 、、、(略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 、、、(略)

2 、、、(略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 、、、(略)

(2) 第35条の5から第36条まで、第36条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項

      の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第36条、第36条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 、、、(略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の

区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) \ \ \ (略)

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 \ \ \ (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条の5 \ \ \ (略)

2～4 \ \ \ (略)

- 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) \ \ \ (略)

(2) 第35条の5から第36条まで、第36条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の

区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) \ \ \ (略)

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 \ \ \ (略)

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条の5 \ \ \ (略)

2～4 \ \ \ (略)

- 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) \ \ \ (略)

(2) 第35条の5から第36条まで、第36条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の

5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第36条、第36条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割額の合計額」とする。

(3)~(5) \ \ \ (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 \ \ \ (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) \ \ \ (略)

(2) 第35条の5から第36条まで、第36条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第36条、第36条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割額の合計額」とする。

(3)~(5) \ \ \ (略)

5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第36条、第36条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割額の合計額」とする。

(3)~(5) \ \ \ (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 \ \ \ (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) \ \ \ (略)

(2) 第35条の5から第36条まで、第36条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項

\_\_\_\_\_の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第36条、第36条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割額の合計額」とする。

(3)~(5) \ \ \ (略)

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第34条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所

得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第35条の5から第36条まで、第36条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第36条、第36条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第37条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条 \ \ \ (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) \ \ \ (略)

(2) 第35条の5から第36条まで、第36条の2第1項、附則第7条第1項、附則第

（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条 \ \ \ (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) \ \ \ (略)

(2) 第35条の5から第36条まで、第36条の2第1項、附則第7条第1項及び附則

7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第36条、第36条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) \ \ \ (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 \ \ \ (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) \ \ \ (略)

(2) 第35条の5から第36条まで、第36条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第36条、第36条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) \ \ \ (略)

3及び4 \ \ \ (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) \ \ \ (略)

(2) 第35条の5から第36条まで、第36条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第36条、第36条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3

第7条の3第1項

の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第36条、第36条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) \ \ \ (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 \ \ \ (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) \ \ \ (略)

(2) 第35条の5から第36条まで、第36条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項

の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第36条、第36条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) \ \ \ (略)

3及び4 \ \ \ (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) \ \ \ (略)

(2) 第35条の5から第36条まで、第36条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項

の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第36条、第36条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3

1 項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) \ \ \ (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 \ \ \ (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) \ \ \ (略)

(2) 第35条の5から第36条まで、第36条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第36条、第36条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) \ \ \ (略)

3及び4 \ \ \ (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) \ \ \ (略)

(2) 第35条の5から第36条まで、第36条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第36条、第36条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規

第1項 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) \ \ \ (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 \ \ \ (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) \ \ \ (略)

(2) 第35条の5から第36条まで、第36条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第36条、第36条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) \ \ \ (略)

3及び4 \ \ \ (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) \ \ \ (略)

(2) 第35条の5から第36条まで、第36条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第36条、第36条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規

定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)~(5) \ \ \ (略) 6 \ \ \ (略)	定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)~(5) \ \ \ (略) 6 \ \ \ (略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 陸前高田市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る市税条例第80条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">～ (略) ～</td> </tr> </table>	～ (略) ～	<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る市税条例第80条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">～ (略) ～</td> </tr> </table>	～ (略) ～
～ (略) ～			
～ (略) ～			
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第38条の2第1項ただし書、第38条の3の2及び第38条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第64条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第35条の6第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並び

に次条第4項の規定 令和10年1月1日

- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第18条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第38条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第38条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の市税条例第38条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特

例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第18条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第64条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第3号

陸前高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

陸前高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年条例第10号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和8年6月18日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

陸前高田市専決第5号

専 決 処 分 書

陸前高田市国民健康保険税条例について、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正をしなければならないが、同条例の施行上急施を要し、議会を招集して議決を求める暇がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、陸前高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

陸前高田市長 佐々木 拓

陸前高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

陸前高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(課税額)</p> <p>第2条 、、、(略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は26万円とする。</p> <p>4 、、、(略)</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: center;">(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から、同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎</p>	<p style="text-align: center;">(課税額)</p> <p>第2条 、、、(略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>67万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する<u>国民健康保険の</u>被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は26万円とする。</p> <p>4 、、、(略)</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、<u>法</u>_____第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から、同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎</p>

控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.25を乗じて算定する。

2 \ \ \ (略)

(減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額

の合算額とする。

(1) \ \ \ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ケ \ \ \ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ケ \ \ \ (略)

2～4 \ \ \ (略)

控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.25を乗じて算定する。

2 \ \ \ (略)

(減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

(1) \ \ \ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ケ \ \ \ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ケ \ \ \ (略)

2～4 \ \ \ (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の陸前高田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第4号

固定資産評価員の選任について

次の者を陸前高田市固定資産評価員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

陸前高田市職員

市民協働部税務課長 細谷 勇次

令和8年6月18日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

固定資産評価員を選任しようとして提案するものである。

参考資料

経 歴 書

住 所

氏 名 細 谷 勇 次

生年月日

学 歴

経 歴

## 議案第5号

### 財産の取得について

財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 取得する目的

消防の用に供するため

#### 2 取得する財産

- |            |             |
|------------|-------------|
| (1) 名 称    | 資機材搬送車      |
| (2) 財産の配備  | 陸前高田市消防本部   |
| (3) 種 別    | 備品          |
| (4) 数 量    | 1台          |
| (5) 取得予定価格 | 32,560,000円 |

#### 3 取得の方法

買入れ

令和8年6月18日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

#### 提案理由

資機材搬送車を買い入れようとして提案するものである。

## 議案第6号

### 財産の取得について

財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 取得する目的

市立小中学校における児童生徒の学習の用に供するため

#### 2 取得する財産

- |            |                  |
|------------|------------------|
| (1) 名 称    | G I G A第2期児童生徒端末 |
| (2) 財産の配備  | 市内各小中学校          |
| (3) 種 別    | 消耗品              |
| (4) 数 量    | 1, 036台          |
| (5) 取得予定価格 | 74, 074, 000円    |

#### 3 取得の方法

買入れ

令和8年6月18日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

#### 提案理由

G I G A第2期児童生徒端末を買い入れようとして提案するものである。

## 議案第7号

### 財産の取得について

財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 取得する目的

学校給食センターにおける食器等の消毒保管の用に供するため

#### 2 取得する財産

- |            |                |
|------------|----------------|
| (1) 名 称    | 昇降消毒保管機        |
| (2) 財産の配備  | 陸前高田市立学校給食センター |
| (3) 種 別    | 備品             |
| (4) 数 量    | 一式（3台）         |
| (5) 取得予定価格 | 21,230,000円    |

#### 3 取得の方法

買入れ

令和8年6月18日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

#### 提案理由

昇降消毒保管機を買い入れようとして提案するものである。

## 議案第8号

陸前高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第43号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月18日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

### 提案理由

医療費助成における受給資格情報のオンライン資格確認の実施に伴い、個人番号の利用を要するため所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
～（略）～			～（略）～		
3 市長	～（略）～		3 市長	～（略）～	
			<u>4</u> 市長	陸前高田市子ども、 妊産婦、重度心身障 がい者及びひとり親 家庭等医療費給付に 関する事務であって 規則で定めるもの	
<u>4</u> 教育委員会	～（略）～		<u>5</u> 教育委員会	～（略）～	
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
～（略）～			～（略）～		
3 市長	～（略）～		3 市長	～（略）～	
			<u>4</u> 市長	陸前高田市子 ども、妊産 婦、重度心身 障がい者及び ひとり親家庭 等医療費給付 に関する事務 であって規則 で定めるもの	次に掲げる 情報であっ て規則で定 めるもの (1) 地方税 関係情報 (2) 医療保 険給付関 係情報
<u>4</u> 教育委員 会	～（略）～		<u>5</u> 教育委員 会	～（略）～	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第9号

陸前高田市印鑑条例及び陸前高田市手数料条例の一部を改正する条例

陸前高田市印鑑条例（平成4年条例第17号）及び陸前高田市手数料条例（平成12年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月18日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

### 提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。





議案第10号

陸前高田市農林水産業振興基金条例の一部を改正する条例

陸前高田市農林水産業振興基金条例（平成14年条例第38号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月18日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

農林水産業の持続的な発展に資するため、貸付金の償還期間を延長することにより、借受者の年度ごとの償還負担を軽減しようとして提案するものである。

陸前高田市農林水産業振興基金条例の一部を改正する条例

陸前高田市農林水産業振興基金条例（平成14年条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(貸付条件) 第5条 資金の貸付条件は、次に定めるところによる。 (1) \ \ \ (略) (2) 貸付期間 <u>10</u> 年以内 (3) \ \ \ (略)	(貸付条件) 第5条 資金の貸付条件は、次に定めるところによる。 (1) \ \ \ (略) (2) 貸付期間 <u>20</u> 年以内 (3) \ \ \ (略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

陸前高田市介護保険条例の一部を改正する条例

陸前高田市介護保険条例（平成 12 年条例第 30 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料の特例減免を行うため、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市介護保険条例の一部を改正する条例

陸前高田市介護保険条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第8条 、、、（略）</p> <p>2 、、、（略）</p>	<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第8条 、、、（略）</p> <p>2 、、、（略） <u>（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）</u></p> <p>第9条 <u>第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされた者（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされたことにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第2条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されたときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による保険料の減免については、申請を要しない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和8年4月1日から適用する。